

岸和田市市制施行100周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市市制施行100周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ(以下「ロゴマーク等」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等)

第2条 ロゴマーク等のデザイン及び使用方法等は、別記岸和田市市制施行100周年記念ロゴマーク及びキャッチフレーズ運用マニュアル(以下「マニュアル」という。)のとおりとする。

(権利)

第3条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、岸和田市(以下「市」という。)に属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、あらかじめ、岸和田市市制施行100周年記念ロゴマーク等使用承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 市(市の機関を含む。次号において同じ。)及び岸和田市市制施行100周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)が使用するとき。
- (3) 市又は実行委員会が、共催又は後援する事業において使用するとき。
- (4) 市長又は実行委員会会長が、岸和田市市制施行100周年記念事業として認めた事業において使用するとき。
- (5) 学校その他の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (6) 報道機関が報道、広報等の目的で使用するとき。
- (7) 個人又は実行委員会を構成する団体が営利を目的とせずに使用するとき。
- (8) その他市長が申請を要しないと認めるとき。

2 前項の規定による申請をする者は、申請書に、ロゴマーク等を使用しようとする商品等の見本(以下「見本」という。)を添付しなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、ロゴマーク等を使用しようとする商品等が確認できる写真等を添付するものとする。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマーク等の使用を承認するものとする。

- (1) ロゴマーク等をマニュアルに沿って使用しない、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 岸和田市市制施行100周年記念事業の趣旨に反する、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 市の信用や品位を損なう、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 第三者の利益を害する、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている者の利益になるおそれがあると認められるとき。
- (7) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用される、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (8) 特定の個人又は団体の商標や意匠とする等、独占的な使用又はそのおそれがあると認められるとき。
- (9) 不当な利益を得るために使用する、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (10) 品質、性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、当該認定等が得られていないとき。
- (11) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、承認するときは、岸和田市市制施行100周年記念ロゴマーク等使用(変更)承認通知書(様式第2号。以下「承認通知書」という。)により、承認しないときは、岸和田市市制施行100周年記念ロゴマーク等使用(変更)不承認通知書(様式第3号。以下「不承認通知書」という。)により当該申請した者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による使用の承認に際し、必要な条件を付することができるものとする。
(使用できる期間)

第6条 ロゴマーク等の使用できる期間は、前条の規定により使用の承認を受けた日から最長で令和5年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(使用料)

第7条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 第4条第1項各号又は第5条の規定に基づきロゴマーク等を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的にのみ使用し、承認に付された条件に従うこと。
- (2) マニュアルに沿って正しく使用すること。
- (3) ロゴマーク等自体を商品化しないこと。
- (4) ロゴマーク等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) ロゴマーク等を使用した物品等(以下「使用物品等」という。)を商標登録しないこと。
- (6) ロゴマーク等を使用する場合にあっては、市が当該商品、事業等を保証するような誤解を第三者に与えないように配慮すること。

(変更の申請)

第9条 使用者は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、岸和田市市制施行100周年記念ロゴマーク等使用変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更を申請する者は、申請書に、変更の内容が分かる見本を添えなければならない。ただし、見本を添付できない場合は、変更内容が確認できる写真等を添付するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請内容の審査及び承認又は不承認の通知については第5条の規定を準用する。

(使用の取りやめ)

第10条 使用者は、承認を受けた内容について、使用を取りやめ、又は承認の条件を満たさなくなったときは、速やかに岸和田市市制施行100周年記念ロゴマーク等使用取りやめ届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

2 使用者は、前項の規定による届出をしたときは、取りやめ日をもってロゴマーク等の使用を直ちに停止しなければならない。

(承認の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に定める事項又は使用承認の際に付した条件に違反したとき。

(2) 承認に係る申請の内容に虚偽があると認められたとき。

(3) その他ロゴマーク等を継続して使用することが不相当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、岸和田市市制施行100周年記念ロゴマーク等使用承認取消通知書(様式第6号)により、当該取消しを受けた者に速やかに通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により承認を取り消したときは、当該取消しを受けた者に対し、ロゴマーク等の使用の差止め及び使用物品等の回収又は破棄を命ずることができる。

4 市長は、第1項の規定による取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(費用等の負担)

第12条 市長は、次に掲げる費用を負担しない。

(1) 第4条又は第9条の規定に基づく申請に要した費用

(2) 第10条の規定に基づく届出に要した費用

(3) その他ロゴマーク等の使用に係る一切の費用

(事故、苦情等の処理)

第13条 使用者は、使用物品等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

(損失補償等の責任)

第14条 市長は、ロゴマーク等の使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わなければならない。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に関し、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(実績等の報告)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、使用状況又は実績の報告を求めることができる。

2 使用者は、前項の規定により使用状況等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(情報の公開)

第16条 市長は、ロゴマーク等の使用促進を図る観点から、ロゴマーク等の使用状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第17条 ロゴマーク等の使用の承認等に関する事務は、岸和田市総合政策部企画課において行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月16日から施行する。